

8-1. 食品分野(食の安全・安心)

食品分野(食の安全・安心)に係るTPP協定の概要について

SPS(衛生植物検疫)

(合意の概要)

- WTO・SPS協定の権利義務を確認した上で、意見提出の機会の付与や説明責任の明確化等、各国のSPS措置の透明性の向上を図る内容を規定。
- 各国の個別の安全基準の変更や統一を目的としたものではなく、SPS措置に関する各国共通の基本的なルールを定めた内容。

(対応)

- ・ 科学的根拠に基づいてSPS措置をとるといふ、WTO・SPS協定の義務に沿った我が国の基本的立場と整合的なもの。
- ・ 我が国の規制制度について変更を求めるものではなく、食品の安全が脅かされることはない。

TBT(貿易の技術的障害)

(合意の概要)

- WTO・TBT協定の権利義務を維持した上で、強制規格や適合性評価手続等に関する透明性の向上等を図る内容を規定。

(対応)

- ・ 遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度変更は必要とならない。

物品市場アクセス(農業節 現代のバイオテクノロジー製品の貿易)

(合意の概要)

締約国の法令及び政策の採用又は修正を求めるものではない旨規定した上で、

- ① 遺伝子組換え作物の承認における透明性の確保
(危険性又は安全性の評価の概要及び承認された産品の一覧表の公表)
- ② 未承認遺伝子組換え作物の微量混入事案についての情報の共有※
(輸出国は遺伝子組換え作物の開発企業に対し、輸入国への情報共有を奨励する)

等を規定。

※ 遺伝子組換え作物の輸入国である我が国にとっても、未承認遺伝子組み換え作物の混入事案発生時の迅速な対応及び未然防止につながる。

【Ⅱ 3 (2)】

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。
- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。
- 残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定を推進する。
- TPP協定締結後、食の安全に関する技術的協議等の場で適切に対応する。

TPP協定により、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえた対応を行うことで、我が国における食品の安全性を確保する。

輸入食品の適切な監視指導の実施

目的

検疫所における監視指導や二国間協議等を行い、輸入食品の安全性を確保する。

実施内容

- 毎年度策定している輸入食品監視指導計画に基づき、その状況に応じた検査や適切な監視指導等を実施することにより、輸入食品の安全性を確保する。
- 二国間協議等を通じ、輸出国における安全対策の推進を図る。

残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定の推進

目的

食品中の残留農薬・食品添加物等に関して、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、我が国の規格基準を迅速に設定するとともに、審査過程の透明性向上を図る。

実施内容

- 残留農薬・食品添加物等の審査体制を整備し、国際基準や科学的な根拠を踏まえた規格基準の設定を推進する。
- 審査報告書を公表して審査過程の透明性向上を図ること等により、国民の不安を解消する。

協定締結後の技術的協議への対応

目的

TPP協定締結後に増加が見込まれる、相手国政府との技術的協議の場で適切に対応する。

実施内容

- 科学的知見に基づいた我が国の制度や基準を説明し、相手国との信頼関係を損なうことなく、円滑な協議を行う。

食品安全に関する情報提供等

○ TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、わが国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、食品安全に関する情報提供等を適切に実施する。

食品安全に関するリスクコミュニケーション

関係府省(消費者庁、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会)等が連携し、国民を対象とした食品の安全に関する意見交換会を開催する等、リスクコミュニケーションを推進する。

食品安全委員会

リスク評価

食べても安全かどうか
調べて、決める

・機能的に分担
・相互に情報交換

消費者庁

関係省庁及び地方公共団体等との
連絡調整、企画・運営等

厚生労働省、農林水産省
消費者庁、環境省等

リスク管理

食べても安全なように
ルールを決めて、監視する

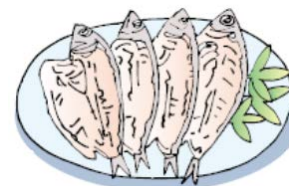
リスクコミュニケーションとは

リスク評価やリスク管理の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、相互に情報の共有や意見の交換を行うこと。

加工食品の原料原産地表示

消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資する加工食品の原料原産地制度について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

名称	あじの開き
原材料名	ニシマアジ(オランダ)、食塩 <small>原産地</small>
内容量	1尾
消費期限	2016. 6. 20
保存方法	10℃以下
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区×××-△△△



現行の表示制度

加工食品の原料原産地表示は、食品表示法に基づく食品表示基準で義務表示の対象が定められている(現在、22食品群及び4品目が義務対象)。